

様式第3号（第7条関係）

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 平成25年5月31日（金） 午後1時30分から午後4時まで
- 3 開催場所 市民会館臨時庁舎4階 農業委員室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員  
荒川誠司，石川知子，宇野光義，高井美智明，若山実
  - (2) 執行機関  
清水修，大和直文，谷津茂男，上田航，高岡英寿，清水達彦，大森貴広，立原忠，伊藤俊夫，米川義雄，後藤博次，橋本大敬，折本秀明
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 平成24年度下期抽出案件審議（9件）（非公開）
- 6 非公開の理由  
会議の内容に水戸市情報公開条例第7条第3号アに掲げる不開示情報が含まれるため
- 7 傍聴人の数
- 8 会議資料の名称
  - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9件）一覧
  - (2) 抽出案件説明書
- 9 発言の内容

（執行機関） ただいまから平成25年第1回水戸市建設工事入札等監視委員会を開始させていただきます。

議事につきましては，水戸市建設工事入札等監視委員会条例第6条第1項の規定により，委員長が会議の議長となることとなっておりますので，議事の進行をよろしくお願いいたします。

(委員長) それでは、議事に入らせていただきます。

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

円滑に審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、委員定数の確認ですが、5名全員出席ということですので、本委員会は成立しております。

議事の1番目の前回会議録の承認についてですが、事務局で作成した会議録の訂正箇所、もしくは指摘事項等がございましたら、伺いたしたいと思います。

(委員) 特にありません。

(委員長) それでは、\_\_\_\_委員と\_\_\_\_委員に署名をお願いしておりますので、休憩のときに署名願います。

基本的に訂正、修正点がないようですので、前回の議事録については、了承することに決めます。

次に、本日の会議録署名委員選任の件ですが、委員長指名でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長) 本日の会議録の署名につきましては、\_\_\_\_委員と\_\_\_\_委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、抽出案件審議に入る前に、平成24年度下期の契約状況について、説明をお願いいたします。

(執行機関) (平成24年度下期抽出案件概要説明)

(委員長) 事務局から平成24年度下期の契約状況について説明いただきましたが、各委員から御質問、御意見等がございましたら、発言願います。

ないようでしたら、抽出案件審議に入りたいと思いますが、その際に質問等があれば、伺いたしたいと思います。

初めに、常磐16号線狭あい道路整備、公共下水道渡里処理分区枝線(1-12工区)及び那珂川第1排水区枝線(1-2工区)工事について、事務局から説明願います。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 常磐16号線狭あい道路整備、公共下水道渡里処理分区枝線(1-12工区)及び那珂川第1排水区枝線(1-2工区)工事について説明)

(委員長) ただいまの事務局説明について、御意見、御質問等がありましたら、発言願います。

(委員) 入札参加資格は市内本店の業者となっておりますが、市内に支店がある企業は多くあると思います。この案件の入札参加条件は、本店の所在地が水戸市内の登録業者に限るということですが、その基準についての説明をお願いします。

(執行機関) 入札参加資格の営業所条件に関しては、一般競争入札の参加可能業者数とも関連があります。市としては、各社の技術力を勘案し、市内業者で施工可能であり、20社以上の参加可能業者数が確保できれば、市内本店を参加条件とし

ております。今回の場合には、対象業者が63社ありますので、市内に本店を持つことを参加条件としています。

(委員) そうすると、基本的には市内に本店がある業者を優先し、少ない場合には、更に営業所条件を拡大していくということですね。

(委員長) 入札の場合、公平性と透明性を確保しなければならないという大前提と、もう一つは、地元業者を育成し、地域経済を活性化するという観点も重要であると思います。さきほど\_\_\_\_委員から御質問があったように、本店が市内にある企業が入札参加において優先される理由は、それらが背景にあると理解してよろしいですか。

(執行機関) 市の契約規程(水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程の略)では、「市内の有資格請負業者の保護育成に配慮する」と条文に規定されておりますので、その条項に基づき、条件設定をしています。

(委員長) 高度な建築物の場合など、どうしてもノウハウがないと施工できない事例では、県内、全国という形で参加条件を広げるということでしたね。多くの地方公共団体では、まず地元本店がある事業者を優先させることになっていると思いますが、水戸市の基準も同じですか。

(委員) 品質を確保した公共施設を建設することは大事ですが、建設産業という大きな産業を健全に育成させることも目標の一つですよ。茨城県の場合、各土木事務所が発注しますので、参加条件を付けることによって、例えば水戸土木事務所管内に必要な業者数が確保できれば、その管内の業者に参加機会を与えています。業者数が不足する場合には、さきほど委員長がおっしゃったように、県内や全国に参加条件を拡大しますが、基本的には他市町村も同じ考え方でやっていると思います。

(委員長) 入札に参加できる会社が63社あるということですが、実際に総合評価方式で応札したのは4社のみということですね。これは過去の事例と比較して多いのか少ないのか、総合評価方式だから4社のみの参加になったのか、教えてください。

(執行機関) 総合評価方式の一般競争入札における参加者数は、平成24年度の実績で、特別簡易型で平均2.7社です。施工計画書が必要とされる簡易型の場合は、平均2.5社の参加者数となっています。総合評価方式ではない一般競争入札であれば、平均4.1社の参加申請がありますので、総合評価方式では、若干参加申請者数が減る傾向にあります。

(委員長) 国、県の方針として総合評価方式に移行していく意図は十分分かるのですが、市のレベルですと、総合評価方式は負担となるのかもしれないですね。過去の総合評価方式の実績から、受注者側の負担についてどのように認識していますか。

(執行機関) 総合評価方式の一般競争入札に参加するハードルについては、高い設定ではないと思います。発注者側としては、なるべく参加しやすい環境となるよ

うな条件設定を行っています。高度な技術力や施工実績がないと現場施工ができない場合であれば、そのような条件設定をせざるをえないと思いますが、今回の工事に関しては、生活道路と下水道の整備ですので、入札参加のハードルを高く設定しているわけではありません。

(委員長) 私も基本的にはそのように理解していて、以前の委員会において、具体的な評価項目の中身を見せていただきました。例えば震災時に緊急復旧作業を行った会社への加点など、ハードルは高くないと思いましたが、平成24年度の参加者数の実績については、理由は分からないけれども、少ないと理解してよろしいのですか。

また、総合評価方式ですから、入札価格が低いからといって、必ず落札するわけではないですよ。この案件では、一番入札価格が低い会社が落札していますね。

(執行機関) 総合評価方式の一般競争における参加申請数の推移については、平成21年度で2.8社、平成22年度で3.1社、平成23年度で3.1社です。今年度は平均参加者数が2.7社ですので、平均よりは多くの参加申請があった案件となります。

(委員長) 工事内容は高度な内容ではないという説明でしたが、入札するときに提出しなければいけない書類が多くなることはありませんか。

(執行機関) 通常の一般競争入札に比べれば、技術評価に必要な資料を提出してもらうこととなりますので、その作業が負担になることはあると思います。

(委員長) 資料の作成については、多少の負担があるということですね。

さきほどの話と関連がありますが、地元企業の育成ということを考えれば、参加数が増えることは、地元業者の健全育成の結果ではないかという発想もあったものですから、参加者が3社程度で推移している状況はどうなのかなと思います、発言させていただきました。

それでは、他に御意見等がなければ、案件の1番は、審議の上、了承とさせていただきます。

次に、抽出案件2番目の水戸市立鯉淵小学校増改築工事について、事務局から説明願います。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 水戸市立鯉淵小学校増改築工事について説明)

(委員長) 各委員から御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員) 小学校校舎の面積や設備は、文部科学省の規定に基づき設計されたと理解していいのですか。それとも、水戸市独自に小学校の規格があるのでしょうか。また、生徒数に応じた校庭の設置要件はあるのでしょうか。

(執行機関) 建物の大きさは、文部科学省で決められている基準と聞いています。

以前の所属部署で扱った事案の場合ですが、5年後の児童、生徒数の推計を行い、教室や管理諸室となる職員室、倉庫、グラウンド面積等が補助要件に規定されてい

ました。その補助基準との整合性を図りながら事業を計画することが、一般的な学校整備の進め方です。

（委員） 鯉淵地区で3階建ての小学校となると、結構大きいと思いますが、生徒数の基準を勘案して設計されたということですね。

（執行機関） 将来の生徒数の推移を考慮することで、建設の数年後に空き教室ができてしまう、教室が足らなくなってしまうという問題に対処することができます。この地区は、大規模開発している住宅団地が近くにありますので、近隣の人口の伸びもある程度勘案していると思います。

（委員） 参加者資格は、最大で何社と解釈すればいいのですか。

（執行機関） 配付資料の2枚目に、一般競争入札（郵便入札）決定伺いがあります。特定建設工事共同企業体として三つの企業がJVを組むものですが、代表構成員が18社、第2構成員、第3構成員がそれぞれ46社参加することが可能です。代表構成員の数に制約されてしまうものですから、最大18共同企業体が参加できることになります。

（委員） その中で3JVのみの応募というのは、参加者が少ないですね。10億円近い金額の工事ですので、もっと多くの参加者があると思っていたのですが。

（委員） 震災関係で人手が足りないという事情があるのかもしれないですね。東北地方の事例で、入札が執行できないという報道がありましたが、水戸市発注の工事にその影響はあるのですか。

（執行機関） 実際には、茨城県にも影響は及んでいるという話は聞いています。入札に参加する場合には、元請業者は必ず下請業者を探して、金額の交渉を行い、その後、入札額を決定します。その段階で下請業者が不足している場合や見積り額が高い場合などは、参加することが難しいと考えられます。

（委員） 仮に震災の影響がない時期であれば、例えば過去の類似の案件では、入札参加者数はどの程度になりますか。

（執行機関） 今回の案件は3JVの参加申請ですが、通常は多くてもあと1JVぐらいの参加となる事例が多いです。

（委員） 契約規程では、契約予定金額によりJVの構成員数を3や5にするといった基準がありますが、総合評価方式を適用する基準はどのようになっていますか。

（執行機関） 総合評価方式の一般競争入札は、平成19年から始まりましたが、現在、まだ試行中であるため、年度当初に各課の一般競争入札の発注見通しが決定された後、各事業課が総合評価方式の実施対象案件の抽出を行っています。金額や工事内容に基づいて総合評価方式の実施が規定されているわけではありませんが、各課との協議の中で、技術力を要するような工事であれば、簡易型総合評価方式にするなど、案件ごとに具体的な発注方法を検討しています。

（委員長） どのような入札方式を実施するのか、最終的な判断は入札審査会で決められることになるのですか。

(執行機関) 具体的な案件の入札手続に関しては、まず発注課から発注条件の案が提出されます。その後、契約課と協議して、最終的な判断は入札審査会に諮って決定されることになっています。

(委員長) 平成19年度から総合評価方式を実施しているということですが、他市と比べると早い気がします。他自治体の状況はどのようになっていますか。また、現在も試行実施という状態が継続しているのですか。

(執行機関) 平成19年度に水戸市は総合評価方式一般競争入札を実施したのですが、それが茨城県内の市町村で最初の事例でした。

試行実施の取扱いについては、茨城県においても、制度上は試行で行われています。新しい発注方式であるため、いろいろな意見、実績を踏まえて、改善を重ねながら行われています。

(委員長) この案件は、増改築工事となるのですか。

別なところで聞いたことがあるのですが、例えば全面的に校舎を建て替えたとしても、かつて認可された延べ面積を超えなければ新築にはならず、書類上は改築工事になるということでした。我々素人からすると、学校を新しく建てたのだから、新築ではないかと思うのですが、この場合の増改築というのはどう理解したらいいのでしょうか。

(執行機関) その点に関しても、文部科学省の独自の補助基準があり、文部科学省は増改築という用語を用いています。新しく別な場所へ造る場合以外は、ほとんど増改築という名称を使っています。今回の工事については、全部壊してしまうことになり、実質的な建替え工事です。

(委員長) 他にございませんか。

それでは、2番目の水戸市立鯉淵小学校増改築工事についても、審議の上、了承とさせていただきます。

次に、抽出案件3番目の一般競争入札の案件で、国補公共下水道五軒排水区貯留施設電気設備設置工事について、説明願います。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 国補公共下水道五軒排水区貯留施設電気設備設置工事について説明)

(委員長) 委員から質問等がありましたら、発言願います。

(委員) 電気工事ですが、総合数値1,100点以上の業者が県内にないということは、この電気設備工事は特殊な工事なのですか。

(執行機関) 本件は、下水道施設のプラント施設に伴う電気設備工事で、さまざまなポンプ、ゲートなど、動力を使うものがあるため、それを制御する制御盤の設置工事です。また、処理場と遠方監視制御装置との関連もありますので、技術的な面から、プラント関係の電気設備工事の場合には、総合数値1,100点以上という条件を設定しています。

(委員) くじにより落札者が決定されていますが、入札金額が1,000円単位ま

で同額になることは、積算した結果、よくあることなのですか。

(執行機関) 予定価格が事前公表になっており、一般競争入札調書中に予定価格が税込み額で9,009万円という記載があります。税抜き額は8,580万円になりますが、低入札調査基準価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に率を掛け合わせ、積み上げたものが予定価格の90%を超えたときには、90%を上限とするものです。8,580万円に90%を掛けると、7,722万円となります。失格基準価格は調査基準価格の80%に設定されるため、90%掛ける80%で0.72という数字を基に算出することができます。この金額による入札であれば、絶対失格にはならないこととなるため、この算出方法による入札金額は多く見られます。

(委員) 失格となっている1者については、失格基準価格の算出方法が分かっていたにも関わらず、少ない金額で入札したということになりますか。

(執行機関) 低入札調査基準価格は予定価格の70%から90%の中で設定しているため、市がどの金額に設定しているのかは、入札参加者は分かりません。ただし、予定価格の90%で積算すれば、上限値であるため、失格となることはないこととなります。今回、2社はその額で算出し、残りの1社が70%から90%の中で算出し、入札を行った結果であると思います。

(委員) この工事の入札に当たり、内訳書は出してもらっているのですか。

(執行機関) 一般競争では内訳書の添付を求めていますので、本件についても提出させています。

(委員) その内訳書を確認すれば、失格とならないような金額で入札したとしても、入札金額と内訳書との整合性はとれているわけですね。聞き取り調査においても、それはチェックしているのですか。

(執行機関) 資料として、低入札価格に対する聞き取り調査調書を添付していますが、落札者の決定に当たり、記載の内容について聞き取り調査を行っております。

(委員) その調査結果を見て、大丈夫と判断したのですか。例えば品質もきちんと確保されていて、失格基準価格にも該当しないことが確認できたということですね。

(執行機関) 調査の中では、相手方が出してきた仕様書と、製作に当たって下請けに出すのであれば、その見積書も審査しています。

(委員長) 当然、瑕疵担保契約を行っているわけですね。

(執行機関) 契約書に記載されています。

(委員長) 以前の委員会でも何回かお伺いしたことがありますが、低入札調査対象の工事であっても、今のところ水戸市では重大な被害、損害はなかったと聞きました。その後の状況はいかがですか。

(執行機関) 今のところはございません。

(委員長) 電気設備関係工事では、自社製作を行うと、予定価格よりもかなり低

く施工できるということが一般的に多くあるのですか。

（執行機関） 大手企業が参加するプラントの電気設備工事や機械設備工事では、最初の積算に当たって、機器の見積りを徴取することになります。その後、見積額にある程度の査定を行います。実際の入札を実施すると、更に低い金額での入札が多く見受けられます。

この低入札調査調書の裏面の業者側の見積り内訳書を見ていただくと、直接工事費の機器費が、市の積算で7,000万円となっているものに対して、受注者は4,100万円で積算しています。電気設備工事は下請けになるものですが、市側の積算額783万円に対して、1,040万円と、むしろ市側の積算よりも高いお金を払って下請けに出しています。間接費として、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の市側の設計金額がそれぞれ150万円、422万円、272万円としていますが、市の設計額より高い金額となっています。自社製作する機器費分だけが安いことから、自社で造るノウハウを持っているから、この金額で施工できると判断しました。

（委員） 市の場合は、設計に当たっての見積りは、直接、業者からもらうのですか。例えば受注者となった株式会社東芝からも徴取しているのですか。

（執行機関） 直接、業者から見積りを徴取します。今回の参加者の中では、東芝、正興電機製作所、昱の3社から見積りを徴取しています。その他に3社から見積りを頂いていましたが、それら3社は、当該一般競争入札への参加はありませんでした。

（委員） 電気設備工事、機械設備工事は、茨城県でも問題になっていて、設計に当たっての見積りと実際の応札価格がかなり違うことがあります。この調書の最後に書いてある理由と同じように、自社で製作する分だけを圧縮したため、低価格での受注ができるという説明なのです。だから、見積りの徴取方法を考えなくてはいいけないだろうと議論はしているのですが、我々にも全く分からない部分です。見積りの段階では1億円という設定をしておいて、応札してくるときは4,000万円できると言われる場合などです。どこの業者も官側に出す見積りはそういう数字を出してくるので、入札の際には低い金額となることは、感覚的には分かるのですが、具体的にいくらになるのかというのは分からないわけです。

（委員長） 低入札調査を行って、なぜ安くできるかという、ノウハウがあるからだということになるわけですね。

他に意見はありませんか。

本件についても、審議の上、了承とさせていただきます。

次に、抽出案件4番目の指名競争入札の災害国補第13号単市第16号土改川又・小泉地区幹線水路復旧及び市道災第113号常澄8-0518号線外2路線災害復旧工事について、説明願います。

（執行機関） （配付資料 抽出案件説明書 災害国補第13号単市第16号土改



川又・小泉地区幹線水路復旧及び市道災第113号常澄8-0518号線外2路線災害復旧工事について説明)

(委員長) 委員から御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

(委員) この案件については、指名された7社全てが応札していますが、指名競争入札の場合は、指名された業者は、辞退せずに入札することが一般的ですか。

(執行機関) 通常であれば、応札はしていただけます。

(委員) 辞退することが、むしろ例外ということですか。

(執行機関) 通常の工事であれば、辞退は少ないのですが、今回のような災害復旧工事では、現場の状況や技術者が配置できないなどの理由により辞退されることがあります。

(委員長) 震災後に開かれた当委員会では、災害復旧工事関係の指名競争入札の案件で、辞退する会社が多く出た事例があったと記憶しています。他の工事で手が回らないなど、そういう業者が多くあったような気がします。

(執行機関) 災害復旧工事に関しては、辞退する業者は結構多いです。

(委員長) 総合評価方式の一般競争入札の場合、さきほど話題にしましたが、災害復旧工事を行ってれば、加点項目になっていましたよね。

(執行機関) 総合評価方式の一般競争入札の場合には、災害時地域貢献の実績が評価項目の中に含まれています。

(委員長) 配付資料の災害復旧事業に係る指名選定運用基準は、時限的な運用になるのですか。その資料の9番に適用時期という記載があるのですが。

(執行機関) こちらは時限的な措置になっております。平成23年7月から始まり、制定当初は平成25年3月31日までとしていました。これを延長して、平成26年3月31日まで適用しております。

(委員) 災害復旧工事で未着手となっているものが多いということですか。

(執行機関) 災害復旧工事の発注が今年度も予定されていることから、運用基準の延長を行ったものです。

(委員長) この基準は、最終的には議会等で承認されたということですか。

(執行機関) 最終的な決定は、入札審査会においてなされたものです。

(委員長) 他にございますか。よろしいですか。

それでは、抽出案件の4番目は、審議の上、了承とさせていただきます。

次に、案件番号5番の指名競争入札である排第12号けやき台2丁目災害対策工事について、説明願います。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 排第12号けやき台2丁目災害対策工事について説明)

(委員長) 委員から質問等がありましたら、発言願います。

この案件については、1回目の入札の際は、入札が不調になり、2回目の入札においても、4社が辞退していますね。工事内容が難しく、面倒であるなど、何か特

別な理由があったのですか。

(執行機関) この工事は、どちらかといえば面倒な工事の部類といえます。元の水路は、幅1,200×1,200という大きな3面の水路で、最近のゲリラ豪雨により、雨水がその水路を超えて流れてしまうため、至急対策が必要とされたものです。震災でその水路にひび割れが生じ、ゲリラ豪雨の度に、ひび割れたところから大量の土砂が流出してしまう状況でした。水路に近接する高台には住宅が張り付いており、住宅が沈下することも考えられたので、至急対策が必要になったものです。

至急対策が必要な状況でしたが、1年後には新規に水路を付け替える計画がありました。そのため、簡易的な対策として発注したのですが、1回目の発注時には、現場の状況から、不調になった経緯があります。

(委員長) その排水路の付け替えの予定は変わっていないわけですね。将来的には、同じ場所に排水路を付け替えることになるのですか。

(執行機関) 新しい排水路については、今年度、発注する予定です。

昨年度の工事発注時点では、水路をそのまま利用し、なんとかH鋼の柵板土留めで土を押さえて、施工は終わりにしようという考えがありました。しかし、工事中にゲリラ豪雨が起こった場合なども想定しなければなりません。そのため、今ある3面水路の水は別な方向に仮設として引いた後でなければ工事ができないこととなります。市としても、翌年度には工事が施工される箇所であることから、それらを勘案して設計を行っています。

1回目の発注時の予定価格は1,962万円でしたが、再度の入札のときには、1,000万円程度設計内容を増額しております。

(委員) 1,000万円の増額となっているのは、内容的に大幅に変わったということですか。

(執行機関) 1回目の入札の際との変更点としては、柵板土留めをやめました。簡易な3面水路を既存の水路の上に載せ、コンクリートにより固める工法ですが、その施工に当たっては、水路の右側は住宅が張り付いており、左側は一面森となっています。そのため、その森を全部切り開いていかないと工事ができないため、伐採、伐根を設計内容に加えました。また、仮設で水路を引かなくてはならず、水路の脇に穴を掘って、幅600ミリの3面水路を付け、仮管を入れて、水替えを行いました。

森の伐採、伐根については、新規で発注する工事において必要とされる工程であるため、それを前倒して施工したことになります。

(委員) 本工事自体の前倒しはできないのですか。

(執行機関) この工事の発注時点では、排水設備の詳細設計を発注している時期でした。改修を行うことは決定していましたが、具体的にどのぐらいの大きさの設備が必要なかを決定しなければなりません。下流、上流との兼ね合いを調査した上でサイズを決めていかなくてはならず、工事によりどういう影響が出るのかまで

検討した後に、本工事自体の発注は行われることとなります。

(委員) 2回目の発注のときは、指名業者は1回目と変えているのですか。

(執行機関) 1回目の入札において全社辞退ということなので、一部は変えていますが、一部は同じ業者が入っております。

(委員長) 落札者である菅原建設は、前回、辞退しているのですか。

(執行機関) 1回目の入札では、辞退しています。

(委員長) 他に意見等はありませんか。

抽出案件5番目についても、審議の上、了承とさせていただきます。

次に、指名競争入札の水戸市立三の丸小学校開放学級棟建設工事について、説明願います。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 水戸市立三の丸小学校開放学級棟建設工事について説明)

(委員長) 委員から質問等がありましたら、発言願います。

(委員) この校舎はプレハブということですが、どのぐらいの期間利用する予定ですか。

(執行機関) 開放学級棟として継続的に使用するものであり、一定期間のみ使用する仮設ではありません。

(委員長) プレハブといっても、規格が高品質なものなのですか。つまり、耐久性、耐震性については、通常の建築物と比べてどのようになっていますか。

(執行機関) この工事により設置するプレハブは、通常の家屋と同じぐらいの規模の広さのものです。仕様についても、準耐火構造という特殊な規格を適用しております。

(委員長) 私のころは学童保育といったのが、今は開放学級という名称ですね。5時間目か6時間目の授業が終わった後から夕方までの間、児童、生徒が利用する施設ということですよ。

(執行機関) 市内では、制度上、2種類あります。開放学級事業は、以前は空き教室を利用して、放課後に生徒を預かっていたものですが、最近は空き教室がなくなっている状況にあります。

もう一つの制度として、民間による学童クラブを行っている場合ですが、市では、クラブを運営している方に対して補助金を出しています。

(委員) 学童クラブの建物はどこにあるのですか。

(執行機関) 学童クラブの施設は市内に多数ありますが、民間で一戸建てを借りて行われている場合もあります。借り上げ施設の家賃補助も行っています。

(委員) 校庭に造る施設は、全部市の負担により設置されているのですか。

(執行機関) 使い分けとしては、市が設置している施設での事業を開放学級という名称を使っております。

(委員) 平屋で1階建てですが、2,400万円でできてしまうのですか。

(執行機関) 一般的にプレハブで準耐火構造であれば、平米当たり18万円ぐらいです。準耐火構造ではない通常のプレハブであれば、12万円ぐらいです。通常のこの規模の木造建築では25万円ぐらいの単価になりますが、耐用年数がほとんど変わらないため、プレハブは安価に設置できるメリットがあります。

三の丸小学校がなまこ壁などの意匠デザインを使っていますので、この開放学級棟の外壁が調和するよう配慮した設計となっています。

(委員長) 発注条件に関してですが、市内には対応できる業者がないことが理由でしょうか。

(執行機関) 指名業者の選定理由については、プレハブを造ることを前提に発注していますので、プレハブのメーカーを指名推薦業者としています。そのため、5社による指名競争入札となっています。

(委員) 積算を行うに当たって、あらかじめ参考見積りを徴取されていますが、業者から提出された参考見積りから、どのように予定価格の算出を行ったのですか。

(執行機関) 提出された参考見積額の最低価格の80%とした金額に設定しています。

(委員長) 他にはよろしいですか。

それでは、抽出案件6は、審議の上、了承とさせていただきます。

次に、案件番号7の水戸市庁舎整備基本計画策定業務委託について、説明願います。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 水戸市庁舎整備基本計画策定業務委託について説明)

(委員長) 委員から質問等がありましたら、発言願います。

(委員) 入札(見積)調書中に無効となっている業者がありますが、予定価格を上回ったためですか。予定価格は公表しているものですね。

(執行機関) 予定価格は事前公表しております。この業者からは、その金額以上での入札があったため、無効となりました。

(委員) 委託業務の内容ですが、基本計画を策定する業務を委託するということですか。具体的に基本計画自体をどのような内容とするのかを定める業務になるのですか。

(執行機関) 今回の基本計画の策定は、新しい新庁舎の機能、分館構成、規模、敷地の利用計画、構造、工法、財源の取り方、整備スケジュール等について基本的な考えを整理するとともに、技術的な視点で検討を行ってもらうことになっています。

(委員) 例えば、いくらぐらいの予算規模ならば、どのような市庁舎整備が可能となるといったことも検討するのですか。

(執行機関) その内容も含まれます。その後、この基本計画に基づいて、設計を行うこととなります。

(委員) 基本計画を立てる場合には、職員数や具体的なデータが必要になると思いますが、それらは市側から提供するのですか。

(執行機関) 市が考えている基本的な配置計画、人員計画、部課の配置状況、設置必須施設等を市から提出します。その上で、それらを満たす計画を策定することになります。最終的には一つに絞っていくものですが、その前段として、いくつもプランが立てられ、その中で市の予算的にも機能的にも全部満たすものを選定していくことになります。

(委員長) 基本的には、市の財政規模、人口、敷地面積、高さ制限といった制約条件を検証し、いくつかのプランニングを行い、当然、意思の疎通を図りながら、業務委託を行うことになるのですか。この業務委託に伴う具体的な成果物は、計画書やプランとなるのですか。

(執行機関) 概略的なパース図、模型図までは作成されます。また、各種委員会の運営支援ということで、提出資料の作成補助も含まれます。

(委員長) 受注者のニュージェックを初め、指名業者については、業務委託のノウハウをそれなりに持っている企業と理解して良いのですか。

(執行機関) 実績がある業者を基本的に指名しております。

(委員長) 新しい庁舎を建て替えるというのは、県内ではあまり事例が少ないかと思いますが、他自治体の状況はいかがですか。

(執行機関) 震災の影響による建設では、土浦市、日立市、高萩市が新庁舎整備事業を行っています。震災前から計画されていたものとしては、つくば市の新庁舎建設事業があります。

(委員) 計画策定に当たっては、いろいろな調整が必要になるため、期間が長引いたりしますよね。その点に関しては、事業の工程管理はどのように行われるのですか。

(執行機関) 契約に当たり、委託期間を設定してあります。その設定工期に基づき、業務が行われます。

(委員長) それでは、この7番目の案件につきましても、審議の上、了承とさせていただきます。

次に、案件番号8の水道部の一般競争入札で、低入札調査対象となった案件ですが、ダム導水ポンプ場4号ポンプ取替工事(第16号)について、説明願います。

(執行機関) (配付資料 抽出案件説明書 ダム導水ポンプ場4号ポンプ取替工事(第16号)について説明)

(委員長) 委員から御意見等ありましたら、発言願います。

(委員) 一般競争入札調書の中で、3社とも同じ入札金額となっていますが、予定価格の設定が高いとは考えられませんか。

(執行機関) 工事の積算に当たっては、見積り徴取を行い、設計金額を設定しています。

(委員) 入札金額が同額になったということは、それ以下の金額の場合では失格になるということですか。

(執行機関) さきほどの抽出案件3と同様ですが、事前公表されている予定価格の90%の額が調査基準価格となります。その80%が失格基準価格となるため、その金額により3社とも算出したものと考えられます。

(委員) この工事はポンプ施設の取替え工事ですよ。既存の設備はどこのものでしたか。

(執行機関) 今回の落札者である株式会社電業社機械製作所製のものです。

(委員) たまたまくじ引きで同じ会社が落札したのですか。

制度の確認ですが、低入札調査失格価格は5,191万2,000円ですよ。その金額と同額での入札は、失格とはならないということですよ。

(執行機関) 工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領上は、失格基準価格に満たない場合に失格とすることになっており、同額の場合は、失格とはなりません。

(委員) 予定価格から失格基準価格を簡単に算出されてしまうというのは、考えものですよ。県では、ランダム係数を使って、機械的に0.5%の範囲でコンピュータが算出しますので、いっしょにはほとんどならないです。ここまで同じ金額になり、くじ引きにより決定されるような状況は、少し考えたほうが良いような気がします。

(執行機関) 調査基準価格は予定価格の70%から90%の範囲で設定されていますが、今回、ポンプ施設の取替えであるため、ある程度の積算内容把握が図られ、結果としては、各社が同一入札額となったと考えられます。

(委員) 低入札価格に対する聞き取り調査資料の中で、本市における過去5年間の主な公共工事实績はなしとあります。取り替える前のポンプの設置業者は同じ業者という説明がありましたが、既存のポンプを設置した後、5年間以上、本市の公共工事の受注はなかったということですか。

(執行機関) 電気設備は、耐用年数がおおむね15年となりますので、多少の修繕作業は行われていましたが、全体的な設備工事の受注はありませんでした。

(委員) 定期的にメンテナンス料を払うことはないのですか。それがあから工事自体を安い金額で受注したことは考えられませんか。

(執行機関) 電気設備の15年の耐用年数期間中には、定期的に3年、5年ごとに保守点検業務を発注する場合があります。しかし、この設備の場合は、機器の状態により保守点検を実施していく予定であるため、受注者側がメンテナンス料を見込んで入札したとは考えていません。

(委員) 機械設備の予定価格の設定に際しては、同じような製作会社に見積りを取るしか対処できないですよ。

(執行機関) 今回の工事発注に際しては、4社から見積りを徴取しています。

(委員) しかし、結果的に出された見積りが高いわけですね。設備の性質上、製作会社からしか見積りが取れないということは、市側は主体的な積算ができないということですか。

(執行機関) 見積金額と実際の入札額は、かなり開きがありますので、それを考慮して積算することを考えています。

(委員) 予定価格から低入札調査基準価格の算出方法が定型的になっているから、事前公表の予定価格によって、失格基準価格が計算できてしまうことも問題の一つですね。入札参加者がどうしても受注したければ、その価格と同額での入札を行うわけですから。

(委員長) 県は、ランダム係数を用いて金額を決定しているという具体的な御指摘がありましたので、それについて意見が出たことも言及しておきます。

(委員) 市側の積算や予定価格は、やはり見積徴取結果を基準にしているのでしょうか。複数の会社から見積りを徴取する場合は、一番低い金額を採用しているのですか。

(執行機関) 一番低い見積額に0.9を掛けて、設計書を作成しています。

(委員長) \_\_\_\_委員も指摘されたように、電気設備と機械設備は、見積額と実際の入札額の差がすごく大きいというのは御指摘されたとおりです。過去の実績値で、見積額と実際の入札額のかい離幅に何か法則性はありますか。

(執行機関) 受注生産となる設備が多いため、設置場所により状況が変わってしまい、発注者側では比較がなかなか難しい面があります。

(委員長) ここでは、各委員から指摘していただいた2点、低入札調査基準価格の設定方法、それからランダム係数を掛けて同金額にならないようにするような方式を御提言いただいたので、それらを附帯事項とし、了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

意見がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、随意契約の配水管布設替（水府橋関連）工事（第66工区）について、説明願います。

(執行機関) （配付資料 抽出案件説明書 配水管布設替（水府橋関連）工事（第66工区）について説明）

(委員長) 委員から質問等がありましたら、発言願います。

随意契約の案件ですが、3回見積合わせを行ったということですね。

(執行機関) 契約規程第68条第1項において、見積合わせについては3回までできるという規定になっています。

(委員長) 3回までで合意に至らない場合には、不調となるのですか。もう一度相手方を見つけて、随意契約を行うという作業をしなければいけないのですか。

(執行機関) はい。

(委員) 委員長がおっしゃった件と答弁に関してですが、見積合わせを3回行い、

決定しなかったら、メンバーを変えて随意契約を行うということですか。本当にそうなのか、確認させてください。

(執行機関) メンバーは変えられないです。

(委員) 変えられないですよ。随意契約の理由が、この業者でなければ施工できないという理由になっているのに、金額的に合意しないから、簡単に他の会社にしてしまったのは、理由そのものがおかしくなってしまうですね。

(委員長) その場合にはどのような取扱いになるのですか。3回の見積合わせでもし不調に終わった場合の手続について説明願います。特に震災復旧工事のときには問題にならなかったのでしょうか。どうしても金額で折り合わないような場合です。

(執行機関) 随意契約の過去の事例では、そのようなことはありませんでした。

(委員) この案件の予定価格をつくる時、参考見積りの徴取は行っていますか。やはり同じ業者から行ったのですか。

(執行機関) この工事の見積りは、材料のみ徴取しています。ステンレス関連が中心で、管の見積りを徴取しておりますが、材料の見積単価を決定するためのものであり、見積りを徴取した会社は、直接的に施工会社とは関係ありません。

(委員長) 初歩的な質問ですが、この工事は、茨城県が施工する工事に関連工事を発注したということでしょうか。

(執行機関) この工事の元工事として、県施工による水府橋の架け替え工事があります。その工程で、橋りょう部の完成後に取付け道路を造ります。道路を造る場合には、盛り土をしながら行うので、水道管を埋設する位置が盛り土の施工作业に影響されるため、安全管理上、同じ業者に施工を行っていただきました。

(委員) 今後、橋に水道管を入れなければならないのですか。それは、また別の工事として発注されるのですか。

(執行機関) 橋りょう部への水道管敷設は、橋桁の施工業者によって既に行われています。工場で橋桁を造り、架設するときには足場を組みますので、その作業に関連して施工することになります。

(委員) 水府橋の架設工事の進捗状況はどのようになっているのですか。開通予定はいつですか。

(執行機関) 暫々定開通を行うのが、今年の秋頃と伺っています。

(委員長) 抽出案件9番に関して、他にございますか。よろしいですか。

それでは、案件1番から9番までの審議については、これで終了とさせていただきます。

続きまして、次回の開催日を決めたいと思います。

事務局から案がありましたら、説明願います。

(執行機関) 事務局案としまして、平成25年11月29日金曜日を予定しております。時間につきましては、本日と同じ、午後1時半からと考えております。



(委員長) ただいま事務局より、次回の委員会は、11月29日金曜日、午後1時30分との案がありましたが、いかがでしょうか。

意見がなければ、次回の委員会は、11月29日金曜日、午後1時30分からの開催といたします。内容は平成25年度上期の抽出案件の審議になりますが、今回と同じように非公開とさせていただきます。

次回の案件抽出委員の選任ですが、現在の委員の任期が6月25日までのため、案件抽出委員の選任については、事務局一任としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長) 異議なしとの声がありましたので、次回案件抽出委員の選任については、事務局一任といたします。

以上で、議事は全て終了いたします。

それでは、本日の建設工事入札等監視委員会を終了させていただきます。長時間にわたり、御協力ありがとうございました。